

## 会員社の香料成分の自主的な開示の際の指針について

2020年3月2日 日本石鹼洗剤工業会

日本では、家庭用として一般に販売される洗剤等の製品は、家庭用品品質表示法により、一定割合以上配合された成分を表示することが定められています。しかしながら、更に詳しい情報を求める消費者の皆様のご希望に応えることや、海外でも家庭用品の自主的な成分情報開示が進められてきたことから、当工業会では2011年11月より、洗剤等の家庭用品について、「家庭用消費者製品における成分情報開示に関する自主基準」を制定して成分情報を開示しています。

そのうちの香料については、上記自主基準では「香料」とまとめて表示して良いこととしていますが、近年欧米を中心に製品中に一定割合以上配合された香料成分を開示する動きがあり、当工業会としても海外の動向を参考にするとともに、消費者の皆様への適切な情報提供の観点から香料成分開示の検討を行い、会員社が自主的に香料成分を開示する際の指針を以下のように決めました。

なお、会員社では、IFRA（国際化粧品香料協会）が、RIFM（化粧品香料原料安全性研究所）の安全性評価に基づいて定めたIFRAスタンダード（業界の自主基準）に適合し、安全性が確認された香料成分のみを使用しています。

### (1) 開示を行う製品について

- ・当工業会が扱う、洗たく用洗剤、台所用洗剤、住宅・家具用洗剤、漂白剤（酸素系）、柔軟仕上げ剤を対象とします。なお、開示する製品については、会員社の判断によるものとします。

### (2) 開示する香料成分について

- ・製品に意図的に配合された0.01%以上の香料成分を開示します。成分開示指針の基準は、海外における指針と同じ基準です。
- ・営業秘密にあたる成分は開示しなくて良いこととしますが、EU化粧品規則にて表示義務のある成分については、この限りではありません。営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものを言います。

### (3) 香料成分名の表記について

- ・一般化学名、CAS名、IUPAC名、INCI名、あるいはIFRAリスト(例:IFRA Volume of Use Survey 2016:Transparency List)、慣用名のいずれを使用しても良いこととします。
- ・他の関連サイトで情報を入手する際の正確性、検索性を重視して表示することを考慮します（英語での表記、アルファベット順の表示等）。

以上